

資料提供
令和2年11月11日
担当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和2年11月10日（火）に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内682例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養	・他事例との関連 ・県外往来（※）
682	10	廿日市市	11月7日（発症日） 発熱、鼻閉、頭痛、 全身倦怠感、咽頭痛、痰	11/10	感染症指定医療機関等に入院中	・県内673例目の同僚 ・県外往来なし

※発症前14日以内の県外・海外との往来

【県民の皆様へ】

- 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、予め連絡をした上で、身近な医療機関を受診してください。
- 飲食店等において大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦等で大声を出したりすることは控えてください。また、会食等で飲食店等を利用する場合は、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の店舗を利用してください。
- 他の都道府県への移動については、自粛を解除していますが、移動先の感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車・歩行通勤等により、通勤時の人との接触を減らしてください。
- 接触確認アプリを積極的にインストールしてください。また、県が導入した「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用してください。
- 感染者・医療福祉関係者やその家族等を誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。